

岬町教育委員会公告第 1 号

岬町立教育支援センター設置要綱を次のとおり定める。

令和 8 年 3 月 2 6 日

岬町教育長 古 橋 重 和

岬町教育委員会要綱第 1 号

岬町立教育支援センター設置要綱

(設置)

第 1 条 不登校の態様にある児童・生徒、中でも心理的又は情緒的な要因によって登校できない状況にある児童・生徒の居場所とし、学校生活への復帰や社会的自立を支援すること及び教育に関する多様な相談を行うため、岬町立教育支援センター（以下「教育支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 岬町立教育支援センター（愛称：パレット）
- (2) 位置 泉南郡岬町多奈川谷川 1 9 0 5 番地の 2 2

(業務内容)

第 3 条 教育支援センターは、町の各種相談事業と連携を図りながら、次の業務を行う。

- (1) 教育相談
- (2) 学習への援助
- (3) 家族以外の同年代の他者との生活への適応指導
- (4) 教育支援センター主任指導員、教育相談員、指導員の派遣（学校訪問、家庭訪問等）
- (5) 学校の不登校問題に関する支援
- (6) 不登校児童・生徒の保護者に対する助言・援助
- (7) その他必要と認められる事項

(対象)

第 4 条 教育支援センター利用の対象者は、岬町内立小・中学校に在籍する児童・生徒で心理的または情緒的な原因により登校できない状況にある者及び岬町内在住の保護者又は岬町内在勤の教職員とする。

(開設および開設時間)

第 5 条 開設は週 3 日以上、開設時間は午前 1 0 時から午後 3 時までとする。

(休業日)

第 6 条 教育支援センターの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日。
- (2) 国民の祝日に関する法律（平成 1 7 年法律第 4 3 号）に規定する休日。

- (3) 小中学校が休業日となる春季、夏季、冬季休業日。
- (4) ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び学校が休業日となる春季、夏季、冬季休業日期间中に開設する日を設けることができる。

(職員)

第7条 教育支援センターの職員として、教育支援センター長、総括指導主事、支援センター主任指導員と支援センター指導員とその他教育委員会が必要と認める者を置く。

(教育支援センター運営部会及び事務局)

第8条 教育支援センターの運営及び児童・生徒への適切な指導援助の推進に資するため、教育支援センター運営部会（以下「運営部会」という。）を設置する。運営部会の構成員は、指導課長、指導主事、支援センター職員、岬町スクールカウンセラー、岬町スクールソーシャルワーカー、その他教育委員会が認める者とする。

事務局は、岬町教育委員会事務局指導課に置き、運営部会は岬町教育委員会事務局指導課が行う。

(入所手続)

第9条 教育支援センターに通所を希望する児童・生徒の保護者及び所属長は、通所申込書等により運営部会に申請するものとする。

2 運営部会は、前項の規定による申請を受けたときは、当該申込に係る児童・生徒の通所について、在籍校の代表とともに審議し、速やかに通所の可否を決定するものとする。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、教育支援センターに関し必要な事項は、岬町教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。